

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

資料3

市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを持ち込む際に徴収する廃棄物処理施設使用料について、平成23年12月に清掃事業審議会に諮問をしていますが、この度料金の改定案を次のとおり同審議会に提案いたしたいと考えています。

1 使用料改定案

区分	現行使用料		改定案	改定 実施期日	改定料金算定基準
	100kg以内	20kgまでごとに (100kgを超える場合)			
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物(事業系ごみ)	800円	160円を加算	200円	平成26年 7月1日	過去5年間の平均ごみ 処分原価の50%
一般家庭から生じた多量の廃棄物 (家庭ごみ)	350円 (50kg未満無料)	70円を加算	80円(※) (50kg未満も有料)	家庭ごみ有料化と 同時実施	家庭ごみ有料化の手数 料の額を基準
犬、猫等の死体	1体につき 510円		料金区分から削除	家庭ごみ有料化と 同時実施	現在は特別な処理をし ていないため

※家庭ごみで、1回の搬入が350kgを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。(家庭ごみ有料化と同時実施)

[現行使用料は事業系ごみは平成16年4月1日、家庭ごみは平成6年4月1日改定]

2 改定理由

【事業系ごみ】

- ①「適正な使用料」の額に近づける。
- ②更なるごみ減量・リサイクルを推進する。

【家庭ごみ】

- ①家庭ごみ有料化手数料との整合性を図る。
- ②更なるごみ減量・リサイクルを推進する。

3 県内及び九州内主要都市の使用料

(単位:円)

	事業系ごみ(1t)	家庭ごみ(100kg)
別府市	10,000	450
中津市	10,500	630
日田市	5,200	800
佐伯市	10,000	100
津久見市	2,940	110
豊後高田市	5,250	210
杵築市	10,000	450
宇佐市	5,250	210
国東市	3,680	530
豊後大野市	4,000	200

	事業系ごみ(1t)	家庭ごみ(100kg)
福岡市	14,000	1,400
北九州市	10,000	1,000
久留米市	15,000	500
佐賀市	6,000	400
長崎市	6,000	600
熊本市	15,000	1,500
宮崎市	3,150	210
鹿児島市	7,000	0
那覇市	9,000	210
大分市(改定前)	8,000	350
大分市(改定後)	10,000	400